

建設経済常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和4年12月5日(月)

2 場 所 議 場

3 出席委員 湯沢美恵、工藤日出夫、今関公美、諏訪善一良、
島野和夫、黒澤健一、滝瀬光一

4 審査結果

「議案第65号」北本市手数料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第70号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第74号」市道の路線の廃止については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第5号」北本都市計画道路3・3・2中央通線のあずま通りから国道17号までの区間の早期の事業実施に関する請願については、挙手全員により採択とすべきものと決定しました。

「議請第6号」埼玉中部環境保全組合へ「新ごみ処理施設の建設地に関する意見書」の提出を求める請願については、挙手少数により不採択とすべきものと決定しました。

◎「議案第65号」について

本案に対して、1件の質疑・答弁があり、討論はありませんでした。

◎「議案第70号」について

(1) 「今回指定管理とする中央緑地、下原緑地公園については、かなり樹木が大きくなっていると同時に樹木自体も老木になっており、伐採及び処分をしなければならぬものが出てきている状況だが、指定管理者とどのように対応していく予定なのか」と質疑したところ、「年度計画書等において伐採本数の指定による規定はありません。災害等もあるため一概に計画は立てにくいところですので、その都度協議し、10万円未満のものは指定管理者で対応し、10万円以上のものは市で対応する予定です」との答弁がありました。

(2) 「特定非営利活動法人北本雑木林の会に指定管理する予定の緑地公園の面積と取得率について」質疑したところ、「北本中央緑地は都市計画上、面積3.2ヘクタール、幅約20メートル、延長約1.3キロメートルの都市公園です。用地取得率は約88%です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第74号」について

本案に対して、質疑、討論はありませんでした。

◎「議請第5号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「令和2年3月策定の北本都市計画マスタープランの中で地区幹線道路として、優先的に事業を進める路線に位置付けられているということから、早期に実施する方向で行政側は動いていると思うが、なぜこの時期に請願さ

れたのか」と質疑したところ、「中山道からあずま通りまでの拡幅については30年以上の時間を要しています。熊谷駅から大宮駅間における駅前から国道17号までの通りのほとんどが16メートル前後の広い道路となっており、これが交通体系の基本的な考え方であり施工のやり方だと思います。続けて事業を行い、道路の拡幅が国道17号まで全線開通できるような体制を速やかにとつていただきたいという地元の方々、駅周辺の自治会長の強い要望です」との答弁がありました。

(2) 「請願事項1に早期事業化とあり、現在の都市計画決定は幅員22メートルでの整備となっているが、当初の都市計画決定は幅員16メートルであったこと、また、地権者からの用地買収や財政的なことを考えて、都市計画決定の変更をしてでも早期の事業化を考えているのか」と質疑したところ、「都市計画決定上は、都市計画マスタープランの交通体系として幅員22メートルの区間幹線道路としての位置付けがあるのは確かなことで、50年、100年という都市づくりから考えると歩行者や自転車利用者、車両運転者が安全安心に通行できるよう幅員そしてレーンを確保するということから幅員22メートルと思っています」との答弁がありました。

(3) 「請願事項2に全線開通するまで新しい対策をしてもらいたいとあり、現状の午前7時30分から8時30分の1時間通行止めにするによって何か支障は出ていないのか」と質疑したところ、「北本駅方面から国道17号に抜けようとする車がスクールゾーンを迂回する際、あずま通りを左に曲がって三軒茶屋通りに出ますと宮内の交差点になりますが、そこが渋滞を起こしています。また、あずま通りそのものが通学路になっており、車が迂回することでさらに交通量が多くなる中、歩道がない道路を通学している状況です。一日も早く拡幅整備をすることで自動車と歩行者を分離して、安心安全に通行できるようにしていただきたいです」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

◎「議請第6号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「一部事務組合では規約で共同処理する事務を定めた事業を行い、定期的に各構成団体に報告されることで、事業の進捗状況の確認等を行っています。また、その活動について市議会は選出された埼玉中部環境保全組合議員が責任を持って対応していくことだと考えるのがいかがか」と質疑したところ、「時間的に今ここで何かしないと止められないということです。行かれています議員のお考え、様々あるかと思えますけれども、北本市議会の力を借りて、選出議員の後押しをしようという思いです」との答弁がありました。

(2) 「請願趣旨に「旧3市の組合の建設予定地を引き継ぐ形ではなく、改めて調査をし」とあるが、新たに2市1町の首長で合意されているので、引き継いでいるというよりは首長間での話し合いによって、同じ場所であったと思うがどうお考えか」と質疑したところ、「管理者が提案している予定地も含めて、埼玉中部環境保全組合で改めて調査研究する、また、調査研究のために検討委員会を設置するというようなことも言っていますので、一つに限定しないでということです。ごみに関して長年携わっている組合ですので、専門家の立場からよりよい調査検討をしてくださると思っています」との答弁がありました。

(3) 「2021年11月の広報きたもとで他市の事例からごみ処理建設の調整を始めてから10年程度要しますとあります。行田市の市民説明会では建設予定地が確実に決まっていますが、施設稼働までには検討着手から7年程度の期間

が必要で、建設地も道路整備もできているにもかかわらず、最短で7年以上かかるという答弁がありました。現在のごみ処理施設は39年が経過し老朽化が進んでいる中、土地がなければどのような施設にするか検討もできないし、土地を先に決めてから、人口に見合った環境、見合った施設を検討していく方が良いと思うがどうお考えか」と質疑したところ、「私たちは中身がないと土地も決められないと考えています。中身を決めて、土地がどれくらいのものがあるかということで、土地を決めるに当たっては、請願趣旨にある条件が必要だと考えています」との答弁がありました。

(4) 「桶川市は毎年5億円弱の費用を埼玉中部環境保全組合に支払ってごみ処理をしてもらっている状況で、非常に大変だという話も聞く中、埼玉中部環境センターの老朽化で炉がどこまで耐えられるのか懸念しており、確固たる施設、それも埼玉中部環境センターが稼働を維持できる期限内で新たな施設を設置、開業することが必要だと思っており、これから比較検討をし直すと時間がかかり北本市だけが路頭に迷ってしまうのではないかと懸念しているがどうお考えか」と質疑したところ、「これからどういったものを造るかということを議論するに当たって、1か所限定のやり方だと費用が高くなり、他との比較ができないことで計画がずれ込んでいくことをなくすために、最初に比較検討には十分時間をかけて行う必要があります。ここに予定地を限定するという点に関しての説明も管理者からは聞いていませんので、どうしてそこに限定したのか、安心して建てられるところだという説明がなかったと思います」との答弁がありました。

本請願に対して、反対討論が2件、賛成討論が2件ありました。

以上、報告いたします。

令和4年12月20日

建設経済常任委員会
委員長 滝瀬 光一

北本市議会議長 工藤 日出夫 様